

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 令和5年度の保険料の額を7月中にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和5年度の1年間の保険料の額や、お支払い方法についての通知書を、7月中に送付します。

### ●保険料の計算のもとになるのは

令和5年度の保険料は、令和4年中の所得をもとに計算されます。

### ●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている方は、その金額を年金から直接お支払いいただきます。  
「普通徴収」の欄に金額が記載されている方は、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



## 8月1日から有効の新しい被保険者証を7月中にお送りします

### ●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。

(有効期限をお確かめください。)

### ●マイナンバーカードを被保険者証としてご利用いただけます

マイナンバーカードをお持ちで、被保険者証としての事前利用登録がお済みの方はお届けする被保険者証に代えて、マイナンバーカードをご利用いただけます。

※利用可能な医療機関・薬局は厚生労働省のホームページまたは被保険者証に同封して郵送するリーフレットをご覧ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 6年 7月31日
被保険者番号	01234567
姓	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 58年 4月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発給年月日	平成 20年 4月 1日
被保険者番号	39232010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
一部負担金の割合	
割合	割
有効期限	
有効期限	令和 6年 7月31日



厚生労働省  
ホームページ

薄橙色(びわ色)  
になります。

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」を更新します

### ●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

### ●対象となる被保険者の方

限度額適用・標準負担額減額認定証 令和5年度の住民税(町・県民税)が世帯全員非課税の方

限度額適用認定証 令和5年度の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

### ●手続き方法

①昨年から引き続き対象の方：新しい被保険者証に同封して郵送します。(申請手続きは不要です)

②対象となる方で認定証をお持ちでない方：被保険者証と個人番号(マイナンバー)がわかる書類をご持参のうえ、住民課保険年金担当で申請してください。

※オンライン資格確認に対応した医療機関・薬局では、認定証をお持ちでなくても対応可能です。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584  
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

# 8月1日から有効の新しい 介護保険負担割合証を送付しました

6月下旬に、要介護(要支援)認定を受けている方全員に、「介護保険負担割合証」を送付しました。

介護保険負担割合証には、介護保険のサービスを利用した際の利用者負担の割合が記載されています。

利用者負担は、1割、2割または3割です(一定以上の所得のある方は、2割または3割負担となります)。お手元に届きましたら、負担割合や適用期間などの記載事項をご確認ください。

介護サービスの事業者は、この介護保険負担割合証をもとに、利用者の負担割合を確認されますので、介護サービスを利用する際には、必ずサービス事業者にご提示ください。



ご自身の負担割合(1割、2割または3割)が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日	令和5年XX月XX日
番号	0123456789
住所	滋賀県蒲生郡日野町〇〇XX番地
フリガナ	ヒノ タロウ
氏名	日野 太郎
生年月日	昭和XX年XX月XX日
利用者負担の割合	適用期間 開始年月日 令和5年8月1日 終了年月日 令和6年7月31日
1割	開始年月日 終了年月日
2割	2 5 3 8 3 1
保険者番号並びに保険者の名称及び印	日野町 公印

※負担割合証は、薄い緑色です。

◆問い合わせ先 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料の納付が困難な場合は ご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

#### ① 保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

#### ② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

また、令和4年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、申請時に翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、

#### ③ 学生納付特例制度

申請手続きが不要です。(退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です。)

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。  
※手続きには、基礎年金番号通知書または年金手帳をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

◆問い合わせ先  
草津年金事務所 国民年金課  
☎077-567-2220  
住民課 保険年金担当  
☎0748-52-6584